

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第7号

令和4年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月26日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 西 田 三 十 五

1. 期 日 令和4年10月5日（水）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室

○令和4年10月5日

○現在議員5名で次のとおり

議長	久	野	妙	子
副議長	内	海	和	雄
1番	江	澤	眞	一
3番	山	本	英	司
4番	平	野	裕	子

令和4年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

令和4年10月5日（水曜日）午後1時44分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第9号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 開議の宣告

3. 諸般の報告

4. 会議録署名議員の指名

5. 会期の決定

6. 議案の上程

議案第1号から議案第9号まで

7. 提案理由の説明

議案第1号から議案第9号まで

8. 議案第1号から議案第9号まで、質疑、討論、採決

12. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	久	野	妙	子
副議長	内	海	和	雄
1番	江	澤	眞	一
3番	山	本	英	司
4番	平	野	裕	子

○執行部

管理者	西	田	三十五
副管理者	小	坂	泰久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	前	田	隆	士
総務課長	坂	上	雅	敏
会計管理者	間	野	昭	代

○議会事務局出席職員氏名

総務課 人事給与係長	櫻	井	江里佳
総務課 庶務係長	秋	葉	瞳

○連絡員

施設管理課 課長補佐	荒	川	修
施設管理課 施設係長	上	田	圭二
総務課 主任主事	平	澤	晴紀

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時44分)

○議長（久野妙子） ただいまの出席議員は5人であります。

したがって、令和4年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期定例会において清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

また、ご発言は着席のままをお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（久野妙子） 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（久野妙子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、山本英司議員、平野裕子議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（久野妙子） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（久野妙子） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第9号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第9号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（久野妙子） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（西田三十五） 皆様こんにちは、管理者の西田三十五でございます。

本日は佐倉市、酒々井町清掃組合議会10月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

ただいまから、本日提案をいたしました議案9件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、令和3年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額17億2,878万9,846円に対し、歳出総額は16億1,105万5,931円で、歳入歳出差引残額1億1,773万3,915円は全額翌年度に繰り越しました。前年度と比較いたしますと、歳入につきましては1.8パーセントの増、歳出につきましては2.6パーセントの増であります。

歳入の主なものは佐倉市、酒々井町からの負担金及びごみ処理に係る手数料であります。歳出の主なものは施設の維持管理等ごみ処理に要した経費及び職員人件費であります。

議案第2号は、令和4年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第1号であります。今回の補正額は1億126万9,000円の追加補正で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億4,175万7,000円にいたそうとするものであります。

歳入といたしましては、令和3年度一般会計決算額の認定に伴い、執行残を令和4年度へ繰り越すための増額でございます。歳出の主なものといたしましては、ごみ処理施設機器整備工事及び財政調整基金積立による増額でございます。

議案第3号は、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の引上げ及びこれに伴い必要となる諸制度の整備等をいたそうとするものであります。

議案第4号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

職員の定年の引上げ等に関連し、対象となる職員の給与の支給に必要な規定について整備を行おうとするとともに、災害時における職員の迅速な参集を可能とするため、住居手当の支給対象となる職員の追加等を行おうとするものであります。

議案第5号は、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の降給に関する条例の制定についてであります。

人事における公平性を確保するため、地方公務員法に基づき、分限のうちその意に反する降給に関し必要な事項について定める条例を新たに制定しようとするものでございます。

議案第6号は、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩

和等を行おうとするものでございます。

議案第7号は、佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

平成20年から改正していない佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例について文言整理等を行うことで住民にわかりやすい内容に条例を規定いたそうとするものでございます。

議案第8号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議についてであります。

総合事務組合の事務を共同処理する団体に四市複合事務組合を追加する規約の改正を行うことについて協議するものでございます。

議案第9号は、和解についてであります。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の対策に要した平成30年度までの費用に関し、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんを申し立てた件について和解を行おうとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案について説明を申し上げました。何とぞご審議の上、ご採択くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（久野妙子） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（前田隆士） 事務局長の前田隆士でございます。それでは、議案の補足説明をいたします。

議案第1号をお願いいたします。

議案第1号、令和3年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。決算の主な内容についてご説明いたします。

決算書の5ページをお願いいたします。佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。

ページ中段の1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組織市町負担金につきましては、構成市町の負担金でございまして、1節佐倉市負担金と、2節酒々井町負担金となっております。

佐倉市と酒々井町を合せました組織市町負担金の収入済額は、8億338万1,000円でございます。内訳につきましては、備考欄に記載しておりますように、1節佐倉市負担金につきましては、事務事業費負担金として5億3,866万円、建設事業費負担金として1億7,068万7,000円、合計7億934万7,000円となっております。

2節酒々井町負担金につきましては、事務事業費負担金として7,373万2,000円、建設事業費負担金として2,030万2,000円、合計9,403万4,000円となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料をお願いいたします。こちらはごみ処理手数料でございまして、収入済額は4億4,959万8,450円となっております。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金6万円につきましては、金融機関に

預けております財政調整基金の預金利子でございます。

6 ページをお願いいたします。4 款繰入金、1 項 1 目 1 節基金繰入金をお願いいたします。これは財政調整基金より 1 億7,000万円繰り入れたものでございます。

5 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金につきましては、令和 2 年度決算より 1 億2,839万3,226円を繰り越したものでございます。

6 款諸収入でございます。こちらは 1 項預金利子と、2 項雑入がございます。1 項 1 目預金利子、1 節清掃組合預金利子につきましては、ごみ処理手数料を金融機関に預け入れた預金利子30円となっております。

7 ページをお願いいたします。2 項 1 目 1 節雑入につきましては、収入済額が 1 億7,735万7,140円となっております。主な収入は、有価物売払い収入4,059万3,513円、混合カン売払収入2,281万8,954円、売却電力料金 1 億674万3,621円でございます。

8 ページをお願いいたします。以上、歳入合計といたしまして、8 ページの一番下に記載がございますとおり、17億2,878万9,846円となっております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

11ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目議会費につきましては、支出済額が24万9,996円となっております。こちらは組合議員 5 名の議員報酬など、議会運営に要した経費でございます。

ページが少し飛びまして、15ページをお願いいたします。2 款総務費でございます。総務費につきましては、1 項総務管理費、2 項監査委員費となっております。1 項総務管理費よりご説明いたします。

1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、備考欄をごらんください。1、一般管理費につきましては、1 億3,096万5,625円の支出済額となっております。内容といたしましては、特別職及び一般職職員の人件費と一般管理費でございます。

16ページの下段をお願いいたします。2 款総務費、2 項 1 目監査委員費でございます。支出済額 7 万7,986円につきましては、監査委員 2 名分の報酬及び旅費でございます。

またページが少し飛びまして19ページをお願いいたします。3 款衛生費でございます。1 項清掃費につきましては、1 目じん芥処理費、2 目センター運営費となっております。1 目じん芥処理費よりご説明いたします。

1 目じん芥処理費につきましては、清掃施設管理運営事業と清掃施設整備事業を合わせました支出済額が11億7,101万2,391円となっております。備考欄をごらんください。清掃施設管理運営事業は11億1,461万5,724円の支出済額となっております。主にごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分、焼却施設の維持補修等に要した経費でございます。

需用費7,571万5,994円につきましては、光熱水費3,086万2,033円、医薬材料費3,050万28円が主なものでございます。

委託料 6 億1,745万937円の主な内訳をご説明いたします。ごみ焼却処理施設等管理業務委託料 3 億3,789万1,840円は、焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の運転管理、日常点検等並びに最終処分場

の管理を委託した経費でございます。

20ページの上から3行目をお願いいたします。焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料その2、1億4,310万3,946円は、ごみ焼却処理施設から排出された飛灰及びその飛灰を湿潤化したものを熔融処理施設へ運搬する業務及び熔融処理業務を委託したものでございます。

20ページ中段の工事請負費4億1,586万1,536円につきましては、施設維持管理に伴う工事でございます。主なものをご説明いたしますと、焼却炉及び廃熱ボイラー等整備工事1億4,850万円は、焼却炉耐火物打ち替え及び廃熱ボイラー等の整備を行ったものでございます。

21ページをお願いいたします。中段の2、清掃施設整備事業5,639万6,667円の主なものについてご説明いたします。工事請負費の1行目をお願いいたします。ごみ焼却処理施設I T V装置更新工事4,522万8,480円は、ごみ焼却処理施設I T V装置を更新する工事を行ったものでございます。備品購入費、機械器具費467万7,897円は、深ボディ仕様の2トンダンプ等を購入した費用となっております。

その下の3款衛生費、1項清掃費、2目センター運営費でございます。支出済額は279万1,992円となっております。こちらはリサイクルセンターの運営に要した経費となっております。

25ページをお願いいたします。4款1項公債費でございます。こちらは、国や県からの借入金の償還金元金及び利子となっております。1目元金につきましては1億8,686万6,299円でございます。2目利子につきましては412万1,642円でございます。元利合計いたしますと支出済額は1億9,098万7,941円となっております。

29ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費でございます。こちらは1億1,497万円を財政調整基金へ積み立ていたしたものでございます。

33ページをお願いいたします。6款1項1目予備費でございます。こちらにつきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしまして、34ページの一番下に記載がございますとおり16億1,105万5,931円となっております。

次に37ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は17億2,878万9,846円、歳出総額は16億1,105万5,931円、歳入歳出差引額は1億1,773万3,915円、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額1,960万4,000円、実質収支額9,812万9,915円となっております。

39ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1、公有財産につきましては、変動はございません。

2、物品をごらんください。表の右の欄、決算年度末現在高といたしまして、貨物車6台、特殊車9台、乗用車2台、計17台を保有しております。2 tダンプ1台を購入したため、前年度より貨物車が1台増えております。

3、基金につきましては、財政調整基金でございます。前年度末現在高が6億4,595万1,000円、決算年度中の増減高は5,503万円の減であり、決算年度末現在高は5億9,092万1,000円となっております。

ます。

なお、令和3年度の各事業の詳細につきましては、別冊の主要施策の成果の説明書に記載のとおりでございます。

議案第1号の説明は以上でございます。

次に議案第2号をお願いいたします。

令和4年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第1号でございます。

予算書の2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。5款繰越金、9,812万8,000円の増額、6款諸収入、314万1,000円の増額でございます。歳入合計、既定額16億4,048万8,000円に補正額1億126万9,000円を増額いたしまして、歳入合計を17億4,175万7,000円にいたそうとするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費1,000円の増額、2款総務費173万9,000円の増額、3款衛生費4,019万1,000円の増額、5款諸支出金5,933万8,000円の増額でございます。歳出合計、既定額16億4,048万8,000円に、補正額1億126万9,000円を増額いたしまして、歳出合計を17億4,175万7,000円にいたそうとするものでございます。

ページが飛びまして8ページをお願いいたします。一般会計補正予算歳入歳出の明細につきましてご説明いたします。歳入でございます。5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、令和3年度一般会計決算の繰越金を令和4年度一般会計予算の歳入とするため、9,812万8,000円を増額補正いたそうとするものでございます。

6款諸収入、2項1目1節雑入、災害共済金につきましては、令和元年度台風第15号での新設焼却棟屋根破損における、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済による災害共済金が想定より高い査定額となったため、314万1,000円を増額補正いたそうとするものであります。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。主なもののみご説明させていただきます。1項総務管理費、2目諸費につきましては、8ページにあります歳入の災害共済金の際にご説明いたしましたが、共済金の増額に伴い補助金等返納金も増額となることから62万8,000円を増額補正いたそうとするものであります。

14ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費につきましては、4,015万7,000円を増額いたそうとするものでございます。主なものをご説明いたします。減額補正につきましては、契約に伴う差金によるものでございます。

工事請負費4,005万8,000円につきましては、ごみ処理施設機器整備工事で焼却処理施設の補修工事でございます。

16ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項基金費につきましては、前年度繰越金の二分の一以上となる5,933万8,000円を増額補正いたそうとするものでございます。

議案第2号の説明は以上でございます。

議案第3号をお願いいたします。

議案第3号、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

の制定についてでございます。この条例制定につきましては、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職の勤務上制限を設け、現行の再任用制度を廃止し、新たに定年前再任用短時間勤務制度を導入する等の改正をいたそうとするものでございます。

議案第3号のご説明は以上でございます。

議案第4号をお願いいたします。

議案第4号、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例制定につきましては、定年引き上げに伴い、60歳に達した職員の給与、60歳以降の短時間勤務制等の諸制度について所要の改正を行おうとするものでございます。また、構成市である佐倉市の条例改正を受けまして、災害時、職員の迅速な参集を可能とするため、賃貸物件に入居する職員の住居手当を一律引き下げ、組合区域内に居住する職員に対しましては、賃貸物件に対する住居手当を引き上げるとともに、所有権を有する建物に居住する場合の住居手当を新設するため所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第4号の説明は以上でございます。

議案第5号をお願いいたします。

議案第5号、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の降給に関する条例の制定についてでございます。この条例制定につきましては、定年引き上げに伴い、60歳を超える職員の給料月額につきましては、国家公務員との均衡の原則を踏まえ、60歳前の給料月額より減額となる予定でございます。当該減額措置を実施するにあたり給料の減額措置について規定するため制定いたそうとするものでございます。

議案第5号の説明は以上でございます。

議案第6号をお願いいたします。

議案第6号、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、非常勤職員の育児休業について取得要件を緩和するとともに、定年引き上げに伴う所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第6号の説明は以上でございます。

議案第7号をお願いいたします。

議案第7号、佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例の全部を改正する条例の制定についてでございます。この条例制定につきましては、住民の方々によりわかりやすい内容とするため、地方自治法第227条の規定を追加するとともに、インボイス制度に対応するため、ごみ処理手数料が内税である旨を別表の表記に追加する等の文言整理等の全部改正を行おうとするものでございます。

議案第7号の説明は以上でございます。

議案第8号をお願いいたします。

議案第8号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてでございます。

千葉県市町村総合事務組合の組織団体以外の地方公共団体である四市複合事務組合から公平委員会に関する事務について令和5年4月1日から共同処理したい旨の依頼がございましたことから、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する団体に、四市複合事務組合を追加する規約の改正を行うことについて協議するものであります。

議案第8号の説明は以上でございます。

議案第9号をお願いいたします。

議案第9号、和解についてでございます。令和3年10月清掃組合定例会にて議決を頂きました、あっせんの申立てを行ってございました内容につきまして、原子力損害賠償紛争解決センターから和解案が提示されました。この和解案に基づき、和解を行おうとするものであります。

議案第9号の説明は以上でございます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（久野妙子） これより議案第1号から議案第9号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第2号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第3号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第4号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第5号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第6号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第7号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。
議案第8号について質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。
議案第9号について質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。
これより、議案第1号から議案第9号に対する討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（久野妙子） 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。
これより採決を行います。議案第1号を採決いたします。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（久野妙子） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。
議案第2号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（久野妙子） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第3号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（久野妙子） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第4号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（久野妙子） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第5号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（久野妙子） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(久野妙子) 以上をもちまして、令和4年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時20分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 久 野 妙 子

署名議員 山 本 英 司

署名議員 平 野 裕 子